

F 0・8・1

令和3年5月26日

(請求人) 様

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

相模原市職員措置請求について(通知)

令和3年5月6日付けの相模原市職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、次のとおり却下したので通知します。

1 請求の要旨

(1) 市が八幡橋を架け替えるということで、津久井土木職員(■■■■氏、■■■■氏)2名にて平成29年10月10日用地を取得したいという書面、工施用平面図、断面図、側面図、等受け取り自宅にて説明を受けました、しかし取得の話の前の9月に工事を始めていると言う事でした。

工施用図面を検討したところ私所有地、相模原市緑区佐野川字■■■■3筆(佐野川■■■■、■■■■、■■■■)6868㎡の土地に立ち入れない事が分かり売却を断りました、寄付も以前に断つてあります。

個人の財産権を侵してる

(2) 測量や図面を作成するとき、上記の土地に立ち入れなくなることが関係者は気が付かなかつたのか、本庁の第 1 別館の 2 階から 3 階まで道路に係る職員がいて誰一人気が付かないのか？ 道路関係職員の職務怠慢

6 8 6 8 m²を私所有地と知りながら何の権原が無いまゝ新八幡橋を平成 3 0 年 9 月に 6 ヶ月遅れで完成、新八幡橋を架けるときの私道を壊されそれ以降令和 3 年 5 月現在も私所有地 6 8 6 8 m²の土地に立ち入れないで困っている、市道供用開始までは市道認定の流れが有るはずで若しも個人の財産である所有地を市道認定し供用開始されていれば違法である。

(3) 令和 3 年 1 月 5 日津久井土木事務所に市長(道路管理者の長)宛て土地使用料の請求書提出、帰路本庁市長秘書■■■■氏(■■■■前秘書移動)に会い津久井土木事務所に市長宛ての請求書を提出したことを説明し、添え文並びに関係書類を提出。

令和 3 年 1 月 2 9 日請求書の支払期日令和 3 年 1 月 3 1 日は日曜日の為 2 9 日に振込を確認したが金額: 1 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円の入金が無い為、支払期日令和 3 年 2 月 1 0 日 1 回目の催告書を一般書留、配達証明、本人限定受取、内容証明にて 1 月 2 9 日に郵送しましたが、郵便局に保管のまゝでした。保管期間経過のため 2 月 1 5 日返還される。

令和 3 年 2 月 1 0 日支払期日令和 3 年 2 月 1 0 日、金額: 1 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円の支払いが無い為、支払期日令和 3 年 2 月 1 8 日の 2 回目の催告書を、一般書留、配達証明、内容証明にて 2 月 1 0 日に郵送して有りますが、令和 3 年 4 月 2 7 日 9 回目の催告書並びに私所有地に立ち入る為の工事を急ぐよう内容証明等で郵送してあるが回答が無い、自分は六 年間毎月欠かすことなく納税をしている、1 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円の支払いが市から無くても 1 月、2 月、3 月、4 月も欠かすことなく支払うべきものは支払っている内容証明、配達証明の内容を急ぎ実行するように。

ア 自分は法律には詳しくないが他人の所有物か自分の所有物かは分かる、市は過去にも自分に対する様な行為で市道を構築して来たのか。

イ 上記(3)項を実行すること。

ウ 八幡橋が架かっている土地は一般住宅でいうと玄関口にあたる自宅に来た担当者に自分の身になつて考える必要が有ると話が考えていない。

エ 上記(3)項を実行することは当然の事で実行することで市は始めて何ら

かの権原を持つことが出来市が被る補てんは皆無。

(請求の要旨は、個人に関する情報を除き原文のまま記載した。)

2 却下した理由

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する住民監査請求の制度は、直接請求としての監査請求(法第75条)のように、地方公共団体の事務又はその機関の事務の全般について監査を請求し、監査の公表によって責任の所在及び行政運営の適否を明白にして、行政全般にわたり広く住民の直接参政を目的としたものと異なり、直接には地方財政の運営における腐敗を防止し、財務会計の公正を期すること、つまり住民に請求権を与えることによって財務会計行政の違法な管理運営を防止是正し、併せて地方公共団体の被った損害を回復させ、もって地方公共団体の経済的基礎をなす公金・財産等が住民全体の利益の為に使用されることを確保することによって、地方自治行政の公正と住民全体の利益を図ることを目的としたものである。

したがって、住民監査請求の対象となり得るのは、法第242条第1項に定められた事項、すなわち違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、これらの事項は、上述した住民監査請求の制度趣旨に照らし、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有することが必要であって、これ以外の非財産的目的のためにする一般行政上の行為についてまでこれを対象とするものでないことは明らかである。

(2) ところで、本件請求は、市が市道八幡登里の一部用地について権原を取得することなく市道の供用開始決定を行ったことが違法であるとして住民監査請求を申し立てたものである。

しかし、本件請求の対象とされている市道の供用開始決定は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき円滑な道路交通の確保及び発達という非財産的目的のためにする道路行政上の行為であり、道路の財産的価値に着目して、道路の価値の維持、保全又は実現を図るといった財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらないと解される。

(3) したがって、本件請求の対象とされた行為は、法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となる行為とはいえないから、本件請求は不適法なため、これを却下する。

以 上